

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成二十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。